



第5章 基本方針の推進

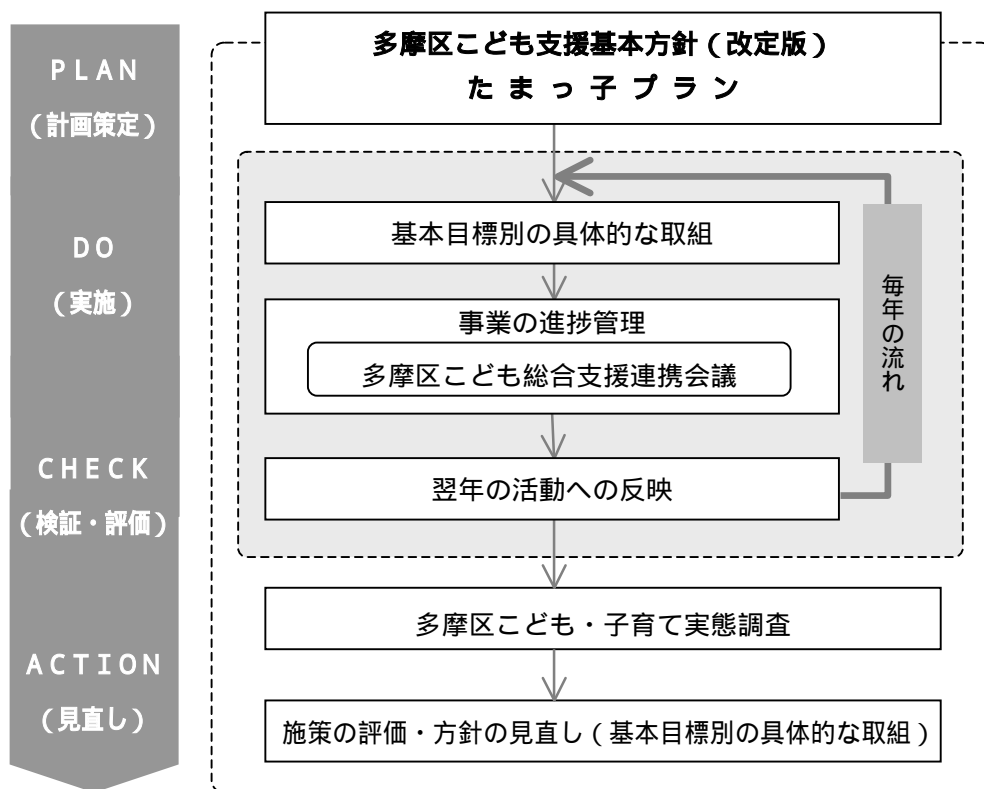
1 推進体制

(1) 方針の推進と評価

この方針の着実な推進と実効性を確保するため、区は引き続き、「多摩区こども・子育て実態調査」として、具体的なテーマのもと調査対象や調査手法を検討しながら、実態を把握し、多摩区こども総合支援連携会議において現状・課題を共有していきます。

また、多摩区こども総合支援連携会議は、この方針についての進捗状況を把握・評価する機関として位置付け、施策の推進方法、新たな課題の検討等を行います。

推進体制のイメージ



(2) 地区単位での取組の推進

区民が地域の子育て課題を話し合い、それを共有し、協働して解決していくために、地区単位での子育て支援を推進していきます。

2 基本方針の周知

子育て支援は、行政だけでなく、担い手となる区民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

その前提として、本方針に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本方針を周知していくとともに、様々な機関・団体が実施している活動紹介についても区として情報発信に努めます。